2025.11 月議会　一般質問

2025.12.10　金田もとる

日本共産党県会議員団の金田もとるです。一般質問最終日となりました。
通告に従い、大綱 5 点について質問していきます。

大綱 1 点目、災害時の「個別避難計画」について伺います。

東日本大震災の教訓も踏まえ、2013 年（平成 25 年）の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。内閣府・消防庁の調査では本年 4 月 1 日現在で、国内、全市町村（団体）で作成済みとなっています。

2019 年（令和元年）の台風 19 号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、2021 年（令和 3 年）の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。前出の内閣府・消防庁の調査では、国内 1,741 市町村（団体）のうち未作成が 50 団体と報告され、県内では七ヶ宿町が未作成となっていました。

要支援者名簿の作成が市町村の義務であるのに対し、要支援者に対する個別避難計画の作成は市町村の努力義務にとどまっています。また、要支援者名簿に掲載する対象の範囲をどうするかは各市町村の判断とされていること、一部未記入項目があっても「作成済み」とされるなど、作成済みとしている市町村・団体においても、その到達は公表されている「作成率」のみで評価できない実態があります。未作成とされている七ケ宿町においても、モデルバージョンとしては作成できているが、支援の体制が出来ているとは言い難いこと、名簿の更新に課題を残していることなどから「作成済み」とは言えないと判断しているとのことでした。

① **宮城県も東日本大震災で得られた教訓や 2021 年の災害対策基本法の改正に至る経過も踏まえて、昨年 3 月に「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を改訂し、各市町村の対応を促してきました。県として、現時点の県内市町村の個別避難計画の策定状況をどのように捉えられているか伺います。お答えください。**

② **また、作成に困難をきたしている自治体に対しては県として、より具体的な支援も必要と思われますが、知事の認識を伺います。お答えください。**

個別避難計画について、内閣府では、できることから取り組みを始めることが重要だと強調しています。災害対策基本法との関係においては本当に記載等が必要となるのは、イ）要支援者に関する基本四情報（氏名・住所・生年月日・性別）と連絡先、支援を必要とする事由、ロ）支援者に関する情報、ハ）避難先と避難経路に関する情報だけだとも述べています（内閣府政策統括官付参事官）。

③ **この間、県として強力に推し進めてきた「みやぎ防災アプリ」ですが、このアプリは、個別避難計画の策定にも使えるものとして検討されてきたのでしょうか、伺います。**

これまで述べてきたように、避難行動要支援者名簿の作成および個別避難計画の作成はそれぞれ市町村の義務、努力義務とされています。この間、会派としていくつかの市町村担当者から直接お話を伺っても来ましたが、国や県に対する支援要望として、制度の周知に関わるアナウンスの強化、対象者の転入・転出時のフォロー、計画書式の統一などが挙げられました。また、民生委員や地域包括に関わるケア・マネージャー等の協力を得る際の財政的支援を求める声もありました。県のガイドラインでも「市町村が主体となり、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、介護支援相談員や相談支援専門員などの福祉専門職、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や相談支援事業所などの福祉事業所の協力を得ながら進める」とされ、なかでも「福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。」と強調されていました。

④ **介護保険サービス等の利用者との関係から福祉専門職に対しての期待が大きくなっていますが、関係する福祉専門職の方々は通常業務でも目いっぱいの状況です。県として、福祉専門職の参画に対して具体的な財政支援策も講じるべきと考えますが、いかがでしょうか? お答えください。**

大綱２点目、「みやぎ防災」アプリについて伺います。

「みやぎ防災アプリ」については、当初、県のアプリ開発・導入後に市町村各自の判断で導入をすすめる（導入費用は市町村負担）とされていたものが、2024 年元日に発生した能登半島地震の避難所対応に強い問題意識をもった村井知事が「全県での導入、当初の費用は県負担」を決断し、県と 35 全市町村が昨年 11 月にアプリの「共同運用に係る協定書」を締結して運用に至りました。

昨年 11 月から正式運用を開始した「みやぎ防災アプリ」ですが、昨年度からこれまでに「みやぎポイント」付与キャンペーンに 9 億円を超える予備費もつぎ込み、今年度分を加えると総額 30 億円に迫る県費を投入して登録を促してきたこともあって、11 月 26 日現在での登録者数は 70 万人を超えています（デジタル身分証登録者 74 万 3,967 人／みや

ぎ防災登録者 70 万 9,532 人)。

⑤ **当初計画では 5 年間で 100 万人（各年度 20 万人）の登録を目指すとしていたものを前倒しで進めているわけですが、現状の到達についてどのように評価されているのか伺います。**

登録者数だけをみれば、順調に進んでいると当局は評価なされるのかも知れませんが、実際に災害時の被災者支援に資するものとして活用できるものなのかといった検証が必要です。

本年 7 月 30 日にカムチャッカ半島付近で発生した地震に伴い、津波警報が発令、沿岸 15 市町には避難指示も出されました。県の発表では 13 市町で最大 189 か所の避難所が開設され、避難者数も最大時 13,166 人に上ったとされています（R7.8.21 常任委員会配布資料)。

⑥ **13 市町における「みやぎ防災アプリ」の活用状況について、県としても把握され、評価すべき点、改善が必要とされた点など取りまとめられていると思いますので、お答えください。**

本件についても党県会議員団として、この間沿岸 4 市町の担当者からお話を聞いていました。4 市町とも 7 月のカムチャッカ半島周辺地震の際には、「みやぎ防災アプリ」は活用されなかったとのことでした。

活用しなかった・されなかった理由として挙げられていたのが

各避難所に受付用端末、通信環境を整備するに至っていない。

各避難所でのハードの整備費用は各市町の負担となっており、全避難所に整備する予算を取れない。

そもそも、災害の規模や避難者数、避難期間がどれくらいになるのかなどによって、受付名簿が必要になるのか否かの判断もある。

避難者全員がアプリを入れているわけではないので、結局「紙」とアプリの併用とせざるを得ない。今回は「紙」ベースでの受付を選択した等です。

「･･･支援アプリ共同運用に係る協定書」の第 1 条では、「甲及び乙は、大規模災害発生時における広域的な避難者支援の実施及び避難者支援業務の省力化を図るため、共同でアプリの運用を実施するものとする。」とされています。

⑦ **第一義的に、大規模災害時における広域的な避難者支援の実施が強調されていますが、各避難所での支援業務の充実が前提になります。例えば石巻市で、全 95 か所の指定避難所に通信環境を整備し、端末を配備するだけでも相当の費用（700 万円超）が掛かります。端末は定期的な更新も求められます。市の財政負担を考えると一足飛びに整備がすすむとは考えにくいのですが、県の認識を伺います。お答えください。**

災害対策基本法において、避難所の設置運営については基礎自治体・市町村の責務とされています。県はこれらの業務に直接携わるものではないけれども、各避難所の運営等を支援する目的で防災アプリの一括導入をしたとは思うのですが、やはり、事前に各市町村とその趣旨についてしっかり相談されていたのかが問われています。

⑧ **みやぎポイントに多額の予算をつぎ込み、アプリの普及をすすめてはみたものの、各自治体の避難所でアプリを使って受付しようと思ってもその環境が整備されていないという事態が生じます。アプリに対する信頼感、行政に対する信頼感も揺らぐ事態に至るのではないでしょうか? お答えください。**

大綱3点目、女川原発の安全管理について

女川原発2号機の営業運転開始から間もなく1年が経過しようとしています。国が第7次エネルギー基本計画で原子力の「最大限活用」を明記し、原発回帰の流れが作られる中で、女川原発2号機に関わっても、5月には乾式貯蔵施設の設置許可が出され、7月には30年を超える運転に必要な「長期施設管理計画」が認可されました。

すでに運転開始から30年が経過した老朽原発、しかも東日本大震災時には大きな地震動に激しく揺さぶられた被災原発でもある女川原発2号機の運転継続は地元住民をはじめ多くの県民・国民の不安を呼ぶものとなっています。

再稼働直前の昨年9月の非常用設備の空調の誤作動や制御棒を動かす水圧系統の弁からの水漏れについては人為的ミスが原因とされていました。

12月の営業運転開始後にも「不具合」が相次いでいます。

本年5月・6月、水素濃度検出器の「不具合」と交換に至る経過については、この間、所管の総務企画委員会においても担当部課長とやり取りしてきました。あらためて、新規制基準に基づいて導入された機器が稼働して1年もたたないうちに4台のうち2台に不具合が生じたことの重大性を指摘せざるを得ません。また、2台の不具合が確認された直後の対応として、格納容器内の検出器、圧力抑制室内の検出器、それぞれ2台あるうちの1台ずつの不具合であり、当面は残りの各1台での運転を可としたことの妥当性も問われたところです。東北電力はその後に、交換用の検出器の調達に目処が立ったとして8月に原子炉を計画的に停止し、4台すべてを交換するに至っています。

⑨ **この水素濃度検出器の不具合と2台での運転継続、そして4台すべての交換に至る経過については、その後に開かれた女川原子力発電所環境保全監視協議会や環境調査測定技術会の場においても複数の委員から疑義が呈されていました。そもそも「不具合」=異常値を示した原因は未だ不明のままです。原因も明らかにならないままに、同じ仕様の検出器と交換しても、同じ不具合が再現されるのではないでしょ**

うか？当該事象と東北電力の対応について、現時点で県はどのように評価されているのか伺います。お答えください。

本年 10 月 22 日には、制御棒の不具合も確認されました。東北電力からは「原子炉施設保安規定」における運転上の制限を逸脱するものではなく、法令に基づく国への報告が必要となる事象には該当しない―と説明され、原因については「制御棒駆動機構への一時的なエア混入等と考えており･･･」と言及されていますが、これも詳細は不明のままです。県議会の所管委員会に於いて県当局に説明を求めた際には、答弁の多くが「東北電力として大丈夫だと判断したとの報告を受けている」「東北電力から、話を聞きながら･･･」と東北電力がこう言っているからと、東北電力ベースでの答弁となっていました。

環境調査測定技術会や環境保全監視協議会の場では、複数の委員から東北電力ならびに原子力規制委員会にも厳しい指摘がなされるともに、「県としての判断・意見」を求められてもいます。

既存の測定技術会や監視協議会などは温排水や放射能の検出データなどのチェックが主たる任務で、原発の安全確保が主たる任務にはなっていません。原発の老朽化で事故リスクが増すことを考えると、既存の会議体の発展、より専門性の高い機関の設置が求められます。

⑩ **本県も新潟県が設置している「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」のような常設の審議会を設置して、研究者、専門家の助言を得るべきと考えますが、いかがでしょうか？お答えください。**

先月、11 月 20 日、原子力規制委員会は、東京電力・柏崎刈羽原発のテロ対策について不備があったこと、東北電力・東通原発でも侵入対策設備の試験や点検で記録の不正が見つかったと発表しました。東北電力では、少なくとも 2018 年から社員 5 人が不正に関わっていたと認定されています。東京電力にしても東北電力にしても「核物質防護」「安全管理」に関して、信頼するに足りる事業者なのかということが問われる事態が繰り返されています。東北電力の場合、2013 年度以降の約 12 年間、必要な記載事項の省略や流用が常態化していたとも報じられています。

⑪ **女川原発で同様の事案はなかったのかどうか、県として確認されたのかどうか伺います。お答えください。**

10 月 17 日には、来年 2026 年 12 月 22 日までには完了していなければならない特定重大事故等対処施設の設置工事の完了時期を 2028 年 8 月に「見直す」ことを東北電力が発表しました。同施設は「テロ対策施設」「特重施設」とも称され、原発再稼働に関わる新規制基準の一つとして設置が義務付けられた施設です。そもそも、原発を稼働・再稼働させるにあたって、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムに対応する

ための施設であり、またシビアアクシデントに対処する機能への信頼性を向上させるためのバックアップ設備として位置づけられています。本来、原発を稼働・再稼働させるにあたっては、安全対策上、原発施設とは一体化したものでなければならないものであるにもかかわらず、原子力規制委員会自らが「設計及び工事計画の認可から5年以内の設置で可」と5年の猶予を与えていること自体が問題です。そして、その5年の期限すら守れないということは大問題です。

⑫ **当初予定の来年12月22日までに完了していない場合には運転停止することは当然ですが、完了できないと判明した時点で運転停止とすべきと考えます。県として東北電力に即時の運転停止を求めるべきです。知事、いかがですかお答えください。**

大綱4点目、「原子力防災訓練」について伺います。

先月（11月）11日と15日に実施された「令和7年度原子力防災訓練」を同僚議員とともに参観しました。訓練の二日前に、三陸沖を震源とするM6・9の地震が発生していたこともあり、訓練で想定されていた複合災害の発生がより現実的なものと感じたせいかも知れませんが、これまで以上に緊張感あふれる訓練だったと感じました。主催者として準備・運営に当たられた県ならびに7市町のほか、各自治体、消防・警察・自衛隊・海保をはじめとする各行政機関関係者の皆さまには心からの敬意を表します。

訓練実施要領の「7 訓練想定」に関わる記述について伺います。自然災害（地震の発生～大津波警報の発表、女川2号機の緊急停止、外部電源の喪失、原子炉冷却機能の喪失、全面緊急事態に至る。その後に炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線率の上昇が認められた状況になったーとあります。

⑬ **この想定された状況は、まさに14年9か月前に東京電力・福島第一原発が直面した状況ですが、この記述の後に（注）として「女川原子力発電所では何重もの安全対策が講じられているが、訓練では、避難を必要とする事故を設定するために、通常では考えにくい原因により次々と装置が故障するといった内容を想定している」と続けられています。これは、相も変わらず「安全神話」に縋り付こうとしているようにしか思えません。知事の認識を伺います。お答えください。**

また、今回の訓練の中で、東北電力の担当者からは「あらゆる対策が機能しなくなる事態まで30時間以上の時間的余裕がある」と説明されていました。

⑭ **「30時間以上の時間的余裕」ということについては、今回の想定訓練の「設定」に沿って算出したともお聞きしました。この「設定」について、より厳しい状況設定の検討は必要ないのでしょうか? 伺います。**

現地災害対策本部訓練・オフサイトセンター運営訓練について伺います。

訓練当日、女川オフサイトセンターには約 100 人が参集し、全体会議エリア、機能班エリアでは本当に緊迫した訓練が行われ、14 年 9 か月前にテレビのニュース画面でみた福島第一原発事故の際の現地対策本部の様子が思い起こされました。

⑮ **今回の訓練ではオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会のメンバーや機能班のメンバーが揃った条件のもとで図上訓練が行われましたが、複合災害時にはオフサイトセンターまでの道路の寸断などの状況も想定されるわけですから、各地からメンバーが参集する段階からの訓練も必要と思われます。訓練想定をより実践的なものにしていただきたい。いかがでしょうか、お答えください。**

訓練想定と実施に関連してもう 1 点伺います。11 月 15 日の住民避難訓練では空路での避難訓練も行われました。当日は天候にも恵まれ、無事に訓練が実施できましたが、過去には荒天で空路・海路での避難訓練を見送ったこともあったかと思います。

⑯ **荒天時の訓練のありかたについて伺います。**

訓練参加者の安全確保が第一なのはもちろんですが、ヘリを飛ばせない、あるいは船を出せない荒天だからといって訓練を中止するのではなく、ヘリを飛ばせない時の避難の訓練、船を出せない時の避難の訓練として次善の避難方法も想定して実施することも検討すべきではないでしょうか? 伺います。お答えください。

11 月 15 日の住民避難訓練では、原子力防災アプリの運用訓練も行われました。

⑰ **みやぎ防災アプリに先行して導入・運用が行われた原子力防災アプリについては、当初、アプリをダウンロードしたものの、実際にアプリの利用規約に同意し、避難所の情報等を受け取れる状態にしていた方々が極端に少ないという問題点も指摘されていました。原子力防災アプリの普及状況について、対象となる地域の住民の人数と利用登録者数、そして当初に指摘されていた問題点がどのように改善されてきているのかを伺います。お答えください。**

大綱 5 点目、中小企業支援対策について

今、コメ・食料品をはじめとする物価高騰が続くもとで、政府は物価上昇を上回る賃上げの実現を声高に叫んできましたが、実質賃金は低下するばかりです。大企業では 5 %を超える賃上げや学卒初任給の大幅賃上げも見られましたが、中小企業の賃上げはなかなか進みません。日本全体の実質賃金を引き上げるためには、雇用の七割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ、最低賃金の引き上げが不可欠です。

全国商工会連合会のアンケート（2025・3 月発表）によれば、今年、賃上げを実施した中小企業・小規模事業者は前年比 11.2%増の 80.9%になりました、売り上げが減少する中

でも 8 割を超える事業所が身を削って賃上げを実施しています。しかし、資本金 3 千万円以下の事業者ではその 6 割が賃上げを行えず、出来ない理由の第一位が「物価上昇により人件費以外のコストが増加しているため」となっています。同アンケートではまた、97%の事業者が「現在の最低賃金水準が負担となっている」と答え、とくに売り上げ 2 千万円未満の事業者では、最低賃金の大幅引き上げへの対応は「事業規模の縮小」や「休廃業」につながると懸念を示しています。国として最低賃金を引き上げても経営を維持・発展できるように十分な支援策を講じることが必要です。

最低賃金の引き上げをめぐっては、今年、改定額の発効日遅延という新たな問題も発生しています。「改定額を公示した 30 日後に発効」の原則に反し、地賃審で遅延を求める動きが相次いでいます。最長、来年 3 月 31 日まで発効を遅らせる県もあり、これでは上積みの効果も半減です。使用者側委員からは「準備期間が必要」と強調されていますが、国による現状の「業務改善等助成金」や「賃上げ減税」といった、設備投資への助成や減税は、中小企業・小規模事業者への効果的な賃上げ支援にはなっていないことの表れでもあります。求められているのは、中小企業の賃上げへの直接支援策です。

国が直接支援策の実施に踏み出さない中で、岩手県は今年で 3 年連続、この間、徳島・奈良・群馬・茨城も県独自に直接支援策を講じ、2025 年度の最低賃金引上げへの対応として京都府が、そして秋田や福島、山形でも直接支援策を打ち出すに至っています。

⑱ **党県議団として、この間、宮城県も県独自に直接支援策を講じることを重ねて求めてきました。本年 2 月定例会時の天下議員の代表質問に対しては経済商工観光部長から「賃上げを促す施策の一つとして認識しており、他の様々な事例も参考にして研究する」旨の答弁がありました。その後の研究・検討状況はいかがか伺います。首都圏との賃金格差が是正されないままだと、若い世代の流出は止まりません。事態は待ったなしです。知事の英断を求めます。お答えください。**

8451 字